

大分市公告第173号

祝祭の広場大型LEDビジョン活用業務委託について

祝祭の広場大型LEDビジョン活用業務委託を次のとおり公募型プロポーザルにより実施する。

令和4年5月10日

大分市長 佐藤 樹一郎

1. 業務概要

(1) 業務名称

祝祭の広場大型LEDビジョン活用業務委託（以下、「本業務」という）

(2) 業務目的

令和2年10月3日より運用を開始した「お部屋ラボ ビジョン（以下、「ビジョン」）」は、「お部屋ラボ 祝祭の広場（以下、「広場」）」の利用の幅を広げ、多種多様なイベントにおいて、様々な用途に活用されている。

このような中で、本業務はビジョンや付属する音響設備（以下、「ビジョン等」）の機能を十分に活用し、利用者に安心かつ適切に利用してもらうため、豊富な経験や高い専門知識・技術力を活かしたビジョン等の操作補助等を実施するとともに、日常の映像放映（以下、「日常放映」）を行い、広場の更なる利活用の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務場所

お部屋ラボ 祝祭の広場（大分市府内町一丁目1番1）

(4) 業務内容

別紙「祝祭の広場大型LEDビジョン活用業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(5) 提案上限額

上限額：6,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 履行期間

契約締結日から2023年（令和5年）3月31日（金）まで

2. プロポーザルに係る事項

(1) 参加資格要件

提案者は、公告日から契約締結日までにおいて次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ② 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、種目コード38：「サービス業」の取扱品目コード01：「催事設営・企

画」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

- ③ 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（2） 質問及び回答

① 質問

質問期限：公告日から2022年（令和4年）5月19日（木）午後5時15分まで

質問方法：文書（A4判、書式自由）により行うものとし、持参、郵送（必着）、電子メールのいずれかの方法とする。なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

※電子メールの場合は、まちなみ企画課の担当者まで送信した旨の連絡を電話にて行い、質問書が受信されたことの確認を行うこと。

② 回答

2022年（令和4年）5月20日（金）までに質問内容と合わせ、市のホームページ上で回答する。

（3） 参加申込書の提出

① 提出書類

参加申込書（様式1）

➤ 所定の様式にて提出すること。

② 提出期限

2022年（令和4年）5月26日（木）午後5時15分まで（必着）

③ 提出方法

持参または郵送（必着）で提出すること。

④ 参加資格確認結果の通知

提出された「参加申込書」に対して、事務局において参加資格の要件を満たしている

かの確認を行い、5月27日（金）までに応募者に対し結果を通知する。

(4) 企画提案書一式の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書（鑑）（様式2）

➤ 所定の様式にて提出すること。

(イ) 業務実施体制（様式3）

➤ 配置予定の業務責任者、業務担当者を記載すること。

(ウ) 実績調書（様式4）

➤ 過去5年間の類似業務の実績について所定の様式にて提出すること。

➤ 実績が確認できる契約書等の写しを添付すること。

(エ) 企画提案書（様式5）

提案書の作成にあたっては、多種多様なイベント（音楽・スポーツ観戦・飲食・ステージ発表・ゲーム・啓発イベント等）が行われる中で、ビジョン等の利用者の利便性向上及びビジョン等の活用に向けて、下記項目について提案すること。

A) 事前説明に臨む基本的な考え方及び方法

利用者にビジョン等を安心かつ適切に利用してもらうため、過去に利用者から寄せられた意見等を踏まえ、事前説明に臨む基本的な考え方及び方法について提案すること。

過去の主な意見・要望は下記のとおり。

(参考)

●どのような機材が使用でき、何を利用者側が準備しなければならないのか教えてほしい。

●カメラで撮影し、オンタイムでビジョンに映したい。

●動画と動画の切り替えをスムーズに行うための必要な機材や操作方法を教えてほしい。

●持ち込み機材が互換性を有しているか教えてほしい。

B) ビジョン等の利用時の対応に関する基本的な考え方

ビジョン等利用時における、利用者へのサポートやトラブル対応に関する基本的な考え方について提案すること。

C) 日常放映

(i) ビジョン等を用いた取組

広場への誘客、広場の滞在時間向上に繋がる、ビジョン等を用いた魅力的な取組を提案すること。

上記の取組とは、ビジョン放映に加え、ビジョンと連動した催物等、自由な提案が可能である。

(取組例)

- ビジョンで放映するコンテンツを制作して日常放映する。
- 市販の映像コンテンツ、地上波放映のコンテンツ等を日常放映する。
- ビジョンを用いた親子教室等を実施する。

(ii) 日常放映管理

広場予約の入っていない7月～3月の平日（原則）に、(i)の取組で作成したコンテンツ等を日常放映するための管理を行うこと。放映時間は1日8時間程度、放映日は100日程度を見込んでいる（放映可能日は委託者より通知）

(注意事項)

- 日常放映の開始時期は令和4年7月からとするが、日常放映コンテンツの制作・準備等が間に合わない期間は、委託者からコンテンツを提供することも可能である。また、特定の日に委託者提供のコンテンツを放映するよう依頼する場合もある。
- 日常放映管理にあたっては、放映開始時にビジョンの扉を開錠し、放映終了時にはビジョンの扉を施錠すること。
- 放映する内容は事前に委託者に確認を取ること。
- 市販の映像コンテンツや地上波放映のコンテンツを放映する場合は、許可申請等の手続きも行い、著作権を侵害することのないよう充分留意すること。

(オ) 参考見積書（様式6）

本業務における参考見積書を、「様式6」を基に作成すること。

(提出書類の一覧表)

	提出書類
企画提案書一式	(様式2) 企画提案書(鑑)
	(様式3) 業務実施体制
	(様式4) 実績調書
	(様式5) 企画提案書
	(様式6) 参考見積書

- ② 提出期限
2022年（令和4年）6月8日（水）午後5時15分まで（必着）
- ③ 提出方法
持参又は郵送（必着）による。
- ④ 提出部数
本書1部、副本10部
- ⑤ その他

- (ア) 企画提案書一式は、縦の左綴じで横書きとし、指定の様式を用いること。
- (イ) 「様式 5」は A3 判のため、折り込んで提出すること。
- (ウ) 提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (エ) 企画提案書一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。

(5) 受託候補者選定までのスケジュール

	項目	期間等
1	公募開始	2022年 5月10日(火)
2	質問書の提出期限	2022年 5月19日(木) 午後5時15分まで
3	質問書に対する回答	2022年 5月20日(金) までに回答
4	参加申込書の提出期限	2022年 5月26日(木) 午後5時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	2022年 5月27日(金)
6	企画提案書一式の提出期限	2022年 6月8日(水) 午後5時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	2022年 6月10日(金) 予定
8	選定結果の通知・公表	2022年 6月13日(月) 予定

(6) プレゼンテーション・ヒアリング

① 日時

2022年(令和4年)6月10日(金) 予定

実施時間については、「参加資格確認結果」とともに5月27日(金)に通知する。

② 場所

大分市役所 議会棟 第5委員会室(予定)

③ 出席者 3名以内とする

④ 実施時間 20分予定。(プレゼンテーション10分、ヒアリング10分)

⑤ 留意事項 プレゼンテーションは企画提案書一式を用いて行うこと。

県外からのプレゼンテーション等への出席については、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月29日)」に基づき、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県及びまん延防止等重点措置の対象区域についてはオンラインでの参加とする。

(7) 選定方法および評価基準

プレゼンテーション及びヒアリングの実施により、選定委員会において、評価基準に基づき最高点を得た者を優秀提案者として選定する。また、次点までを選定する。

なお、具体的な評価項目及び基準と配点は、別添「評価基準」によるものとする。

ただし、最高点を得た者が複数となった場合、以下の基準により優秀提案者を決定する。

- ・ 評価基準の「⑥日常放映の内容（誘客）」、「⑦日常放映の内容（滞在時間の向上）」の合計の最高点を得た者を優秀提案者とする。
- ・ 上記の結果においても最高点を得た者が複数となった場合、評価基準の「④事前説明に臨む基本的な考え方及び方法」、「⑤ビジョン等の利用時の対応に関する基本的な考え方」の合計の最高点を得た者を優秀提案者とする。

① 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。また、選定結果及び選定内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

② 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (ウ) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (エ) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(8) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。

また、大分市ホームページにて優秀提案者及び次点のみを公表する。

3. 契約

優秀提案者と協議により仕様を確定させたうえで、業務委託契約を締結する。なお、優秀提案者と契約締結に至らない場合については、次点の事業者と協議を行うものとする。

4. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に関する著作権は、これを提出した提案者に帰属する。
- (3) 提案書の提出は、1事業者につき1提案とし、複数提案を禁止する。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 参加者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (7) 本プロポーザルは、事業者の選定を目的としたものであり、受託候補者の提案に沿って原則業務を実施するが、詳細については、契約締結前における協議により決定する。
- (8) 契約金の具体的な支払い回数については、受託候補者と契約前の協議において決定する。
- (9) 再委託については、契約後、市に報告を行うとともに承認を得ることとする。
- (10) 関係法令等を遵守し本業務を実施すること。

5. 書類提出先・問合せ

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階

都市計画部 まちなみ企画課 丸山・長野・後藤

電話番号 097-574-6628 (直通)

E-mail : matikika2@city.oita.oita.jp